

【2019 年第 9 号】

広東・香港・マカオグレーターベイエリア 個人所得税優遇政策(広東省編)

柯 鈺琪 YUQI KE, ANNA

アジア法人営業統括部
アドバイザー室

T +852-2821-3647

E ANNA_Y_KE@HK.MUFG.JP

2019 年 8 月 22 日

株式会社 三菱 UFJ 銀行
MUFG Bank, Ltd.
(Incorporated in Japan with limited liability)
A member of MUFG, a global financial group

2019 年 6 月 22 日、広東省財政庁と税務局は、「広東・香港・マカオグレーターベイエリア個人所得税優遇政策に関する通達」(以下、「通達」)を公布した。これは、3 月 14 日に国家財政部と税務総局が発表した「広東・香港・マカオグレーターベイエリア個人所得税優遇政策に関する通知」(財税[2019]31 号)で明確化された、大湾区 9 都市で就労及び納税を行う海外(香港・マカオ・台湾を含め)のハイエンド人材と不足人材に対する個人所得税額の差額補填に関する優遇政策の詳細である。本稿では、「通達」の内容について簡単に紹介したい。

1. 背景

広東・香港・マカオグレーターベイエリア(以下、「大湾区」)経済圏構想は、香港・マカオと珠江デルタ 9 都市の一体化と協力関係の深化により更なる発展を目指す国家戦略のひとつである。中国政府は、2019 年 2 月の「大湾区計画綱要」発表以来、大湾区内の利便性を向上させる政策の導入を推進してきた。3 月 1 日には、香港のキャリー・ラム行政長官が大湾区建設に関する 8 つの政策措置のなかで、大湾区内の香港を含めた海外人材向けに、中国と香港間の個人所得税率の差異¹をなくすための税金補助優遇政策を打ち出していた。

個人所得税の優遇政策については、市場改革の試行の一環として、2013 年から広東自由貿易試験区に位置する深圳市の前海深港現代サービス業合作区と珠海市の横琴新区において、既に類似の補助政策が導入されており、その経験とノウハウが「通達」の実行に活かされることが期待される。なお、両地区の補助政策は関連政策発表に伴い一部廃止されており、今後は各地の細則公布に合わせて統一されることが見込まれる。

¹中国では累進税率最高 45%、香港標準税率は 15%。

【従来の補助政策】

アイテム	珠海横琴 (2018年度分まで適用)	深圳前海 (2018年度分まで適用)
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> 横琴で就労する香港・マカオ永久居民 横琴での年間就労・生活時間が90日以上 横琴で法に則って個人所得税を納付 	<ul style="list-style-type: none"> 外国・香港・マカオ・台湾永久住民、香港の入境計画(優秀人材、専門家、企業家)の認定を取得した香港居民、マカオに移住した中国本土居民、外国永住権有り海外華人と帰国人材 前海に登録した企業で就職・就労する、或いは個人役務を提供する 前海での年間就労時間が90日以上 前海で法に則って個人所得税を納付 申請年度における前海での個人所得税課税所得額が30万人民元以上 国・省・深圳市政府に認定された海外ハイエンド人材、或いは前海に登録した企業の中層及び以上の管理・技術人材
補助金の支給適用対象となる所得の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 税法に則して全部課税収入 	<ul style="list-style-type: none"> 賃金、給与所得 役務報酬 原稿報酬 ロイヤリティ所得 経営所得
所得税補助参考基準	<ul style="list-style-type: none"> 横琴で実際納付した税金と香港・マカオで算定される税金(香港税率は15%、マカオは12%で計算)の差額を補助する 	<ul style="list-style-type: none"> 個人所得税額が15%を超えた部分について補助金を支給する
優遇政策	<ul style="list-style-type: none"> 個人所得税差額補助を支給、当該補助部分に個人所得税は課税されない 	

2. 「通達」の主な内容

「通達」では、ハイエンド・不足人材の個人所得税の補助金に対する計算方法と支給方式を明確化したほか、大湾区各都市に対し、「通達」内容に従い、各地の人材認定基準と政策実行弁法の策定を指示した。

「広東・香港・マカオグレーターベイエリア個人所得税優遇政策に関する通達」内容(一部抜粋)	
対象地域	広州市、深圳市、珠海市、仏山市、惠州市、東莞市、中山市、江門市、肇慶市(大湾区9都市)
補助金の支給基準及び算定方法	補助金額 = 大湾区9都市に納付した個人所得税額 — 課税所得額 × 15% <ul style="list-style-type: none"> 当該補助金は、個人所得税が非課税 補助金は年1回一括で支給
補助金の支給適用対象となる所得の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 賃金、給与所得 役務報酬 原稿報酬 ロイヤリティ所得 経営所得 人材プロジェクトの入選による助成金所得
有効期限	2019年1月1日から一年間試行

<p style="text-align: center;">人材認定条件</p> <p style="text-align: center;">(具体的な人材認定基準は各市の細則に従う)</p>	<p>基本条件(すべてに該当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 香港・マカオの永住者、香港の入境計画(優秀人材、専門家、企業家)の認定を取得した香港居民、台湾地域の居住者、外国籍個人或いは海外での長期在留資格を取得した中国留学生及び華僑 ● 大湾区 9 都市で就労し、且つ法規定に従い納税する人材 ● 法規定、研究倫理、科学研究の信義誠実の原則を遵守する人材 <p>その他条件(いずれかに該当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国、省、都市レベルの重要人材プロジェクトの入選者、広東省「人材優粵カード²⁾」を取得した人材、外国人就労許可証(A 類)³⁾或いは外国高級人材確認状⁴⁾を有する人材、並びに国、省、都市認定のその他海外高級人材 ● 国、省、都市レベルの重要革新プラットフォームの科学研究チームメンバー、高等教育機関、科学研究機関、病院などの関連機関の科学研究チームメンバー ● 広東省の重要発展産業、重要分野で就労・起業する技術・技能基幹人材及び優秀な管理人材 ● 珠江デルタ9 都市が認定するその他特殊技能を有する不足人材
<p style="text-align: center;">申請提出</p>	<p>申請者本人或いは雇用会社が当地財政部門に提出可能、雇用会社からの申請を推奨</p>

3. まとめ

制度の異なる 3 つの地域を有する大湾区の発展には、人材、物流、資金の自由な交流が不可欠である。大湾区における個人所得税優遇政策の導入により、香港・マカオを含めた海外人材の個人所得税軽減が呼び水となり、更なる優秀人材の交流促進に繋がる可能性が高まるほか、間接的に大湾区進出企業の人件費削減効果も期待できる。しかしながら、過去 4 年間、前海の個人所得税補助弁法によって補助金を受けた人数が僅か 453 人⁵⁾であることを鑑みると、実際の政策効果の見極めには一定の時間を要するであろう。

現在、大湾区の各都市は「通達」の内容に基づきそれぞれ人材認定と補助支給の細則を作成し、ネットで公開した意見公募版により意見募集を実施しており、今後、各地の細則が待たれる。当室では、引き続き大湾区各市の個人所得税細則をフォローしていきたい。

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。

²⁾ 広東省政府は優秀な人材を誘致するため、ハイレベル人材に対して特別な住民カードを発給。要件の一つとして、世界フォーチュン 500 企業本部の高級管理人材、外資企業中高級管理人材、高級研究人材など優秀人材が申請対象になる。カードの所有者は戸籍・住所・子女入学・社会保障・医療・出入境・貸金などの面において優遇を享受することができる

³⁾ 外国人就労許可制度における中国の経済・社会の発展に早急に必要人材と認定された A 類人材。フォーチュン 500 企業における高級管理職、35 歳以下で世界上位 200 の大学の博士などハイエンド人材が A 類に分類される

⁴⁾ 外国人材ビザ(Rビザ)申請に必要な外国専門家局の発給する書類

⁵⁾ 出所: 深圳市前海深圳・香港現代サービス業合作区管理局公表データ